

下水道・農業集落排水施設の供用開始

町では、川や海の自然を守るため下水道工事を行っています。平成13年3月31日から、順次、下水道の利用可能地域が拡大しています。

また、湯の里地区では平成15年度から農業集落排水施設の利用が可能になっています。

接続する方には、次のような有利な制度があります。

下水道および農業集落排水施設接続への無利子の融資あっせん

汲み取り便所を水洗便所に改造したり、同時に排水設備（台所、風呂等）を改造する方に対し、無利子の融資あっせんを行います。（利子は町で負担します）

融資あっせん額

区 分	融資あっせん額	備 考
便所1基の場合	60万円以内	「区分」欄の便所1基とは ・大便器1個と小便器1個 または大小兼用便器1個の ことをいう
便所2基の場合	100万円以内	
便所3基の場合	130万円以内	
便所4基以上の場 合	130万円に4基目以上1基につ き15万円を加算した額以内	

対象とならない方

- ・法人が所有する建物や事業用建物

償還方法

- ・毎月1万円以上でかつ60回以内で償還(元金均等)

下水道および農業集落排水施設接続への補助金

汲み取り便所を水洗便所に改造したり、同時に排水設備（台所、風呂等）を自己資金で改造する方に対し、補助金を交付します。

補助金額

区 分	補 助 金 額	備 考
便所1基の場合	資金の融資あっせんによる場合（ 60万円以内）の利子相当額の合計	「区分」欄の便所1基とは ・大便器1個と小便器1 個 または大小兼用便器1個 のことをいう
便所2基の場合	資金の融資あっせんによる場合（ 100万円以内）の利子相当額の合計	
便所3基の場合	資金の融資あっせんによる場合（ 130万円以内）の利子相当額の合計	
便所4基以上の場 合	資金の融資あっせんによる場合（ 130万円に4基目以上1基につ き15万円を加算した額以内）の利子相当 額の合計	

対象とならない方

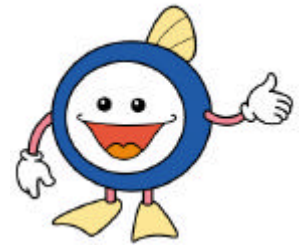
- ・法人が所有する建物や事業用建物

お問い合わせは

知内町役場建設課下水道事務係へ TEL 01392-5-6161

排水設備指定工事店について

下水道本管へ接続するための排水設備工事は、町へ登録している指定工事店でしか工事が出来ません。現在、町へ23社が登録されております。指定工事店については町へお問い合わせ下さい。



下水道を使うにあたっての注意点

1. 水洗トイレをつまらさないで。
トイレットペーパー以外のものを流さないで下さい。
これくらいなら大丈夫という気持ちがつまりの原因になります。
2. 髪の毛を流さないで。
風呂場や洗面所の排水口にくっついた髪の毛がつまりの原因になります。必ず取り除いてください。
3. てんぷら油はごみですよ。
紙などでふきとって、ゴミと一緒に出して下さい。流し台から流すと大変です。流し台の下ですぐ固まって、つまりの原因になります。掃除も大変。
4. 危険物は流さないで。
石油、オイルなどの危険物は決して流さないで下さい。
マンホールの中で爆発するかもしれません。
5. 有害な物質は流さないで。
殺虫剤、農薬などの有害な物質は決して流さないで下さい。
クリーンセンターでの水処理、汚泥処理が困難になります。

下水道汚泥は有効な資源

当町より発生した下水道汚泥は、苫小牧市と上磯町へ運んで処理しています。
苫小牧市では肥料の原料として、上磯町ではセメントの原料として有効に利用されています。



浄化槽設置に対する補助金

下水道整備計画区域および農業集落排水施設整備区域以外で、浄化槽を設置される方に対し、町の補助金交付制度があります。(整備区域は役場建設課へお問い合わせ下さい。)

*浄化槽とは、し尿と生活雑排水(風呂、台所等)をあわせて処理する設備です。

浄化槽設置補助金

人槽区分	補助金限度額	加算額
5人槽	800,000円以内	200,000円以内
7人槽	1,000,000円以内	200,000円以内
10人槽	1,400,000円以内	200,000円以内
11~20人槽	2,300,000円以内	400,000円以内
21~30人槽	3,100,000円以内	500,000円以内
31~50人槽	4,900,000円以内	600,000円以内
51人槽以上	5,500,000円以内	700,000円以内

加算額とは、耐重及び地下水対策工事を実施する必要がある場合の加算分です。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置換えの場合も対象となります。

水洗便所改造等費用の融資あっせん又は補助金

浄化槽設置に伴い、汲み取り便所を水洗便所に改造したり、同時に排水設備(台所、風呂等)を改造する方に対し、下水道への接続と同じように無利子の融資あっせんや補助金の交付制度があります。(新築住宅は対象になりません。)

詳しくは、「下水道への接続」のページをご覧ください。

お問い合わせは

知内町役場建設課管理係へ TEL 01392-5-6161